

11 日米韓における特許権の行使に関する諸問題についての調査研究

近年、自ら実施する意思がないにもかかわらず、他者から特許を買い集め、事業を行っている企業に対して、専ら実施料を得る目的で、特許権を行使するビジネスモデルが見られる。このような権利行使は、正当な権利行使と考えられる一方で、その態様によっては、権利の濫用的行使とも考えられる場合もある。

一方、特許権たる独占的権利によって発明を保護することは、特許法の目的である産業の発達のためには、不可欠な要素であり、その活用、流通を支える知的財産ビジネスの発展が、イノベーションの活発化のために期待される。しかしながら、特許権の濫用的な行使を含め、いかなる権利行使も許されるとすれば、かえって産業の発達を阻害し、企業の健全な事業活動に支障を与えるおそれがある。本調査研究は、特許権の行使に関する諸問題を採り上げるとともに、特許権の行使に関するビジネスモデルの実態を調査し、権利行使の観点からの検討に資する基礎資料作成のための調査研究を行った。

I. 序

特許権は、特許発明を一定の期間、独占的に利用することができる非常に強力な権利である。しかしながら、特許権は上記のように強力な権利であるがゆえに、権利行使の態様によっては、他者の経済活動を過度に抑制してしまうなど、特許法の目的である産業の発展をかえって阻害してしまう可能性がある。そこで、本調査研究は、日本、米国及び韓国を対象として、特許権の行使に関する諸問題を採り上げた。そして、特許権の行使という観点から、特に、近年、特許権の行使に関する新たなビジネスモデルとして注目されている、専ら、他人から取得するなどして所有するに至った特許権を行使し、ライセンス料の獲得を主な目的とするビジネスモデルについて、調査研究を実施した。

II. 特許権の行使に関する法令・制度

日米韓における特許権の行使に関連する現行の法令・制度、特に、損害賠償請求及び差止請求について、幾つかの考えられる諸問題を採り上げて整理した。

1. 日本

(1) 損害賠償請求に関する諸問題

(i) 権利者による特許発明の実施

権利者が実施をしていない場合には、特許法第102条第

1項及び2項の規定は適用されず、同条第3項の実施料相当額のみ請求できるとするのが判例、多数説である。ただし、権利者が特許発明を実施していないが、侵害品と市場で競合する競合製品（同種製品）を実施している場合に同1項又は2項を適用できるかどうかについては、争いがある。

(ii) 特許発明が製品全体の一部のみに係る場合

学説や判例の多くは、特許発明が製品全体の一部のみに係る場合には、特許発明に係る一部の、製品全体に対する寄与度を考慮して損害賠償額を算定すべきとしている。

(iii) 実施料相当額

同3項が規定する相当な実施料は、最近の裁判所の傾向としては、過去の実施許諾例における実施料率、過去の実施許諾例がない場合には、同分野の一般的な相場、発明の内容のほか、弁論の全趣旨等、を参酌して算定される場合が多い。

(iv) 複数の侵害者がいる場合

同一製品に関して、その製造業者、卸売業者、小売業者等の複数の侵害者がいる場合に、同2項については、侵害者それぞれに対して、その利益の額を損害賠償額として請求することができる。一方、同1項については、権利者の単位数量当たりの利益額を基礎とし、1個の侵害品について全流通過程における逸失利益が評価されているため、複数の侵害者それぞれに対して、同項に基づく損害賠償額の総額を請求することはできないと解される。同3項につい

ても、権利者が実施を許諾する場合においては、同一実施品の流通過程において1回のみ実施料を受領することができるのが通常であり、いずれかの侵害者から実施料を受領した場合には、当該実施品に対する権利者の損害は補填されていると解される。

(2) 差止請求に関する諸問題

(i) 権利者が特許発明を実施していることの要否

差止請求は、故意、過失といった侵害者の主観的要件を必要とせず、現に、有効な特許権に対する侵害行為が継続していることが認められれば、その請求は認められる。したがって、特許発明の実施の有無は、差止請求権に影響しないと解される。なお、差止めの仮処分の申立てにおいては、権利者が特許発明を実施していないことを理由に、その申立てが却下された例がある。

(ii) 差止めの対象となる侵害行為

どのような行為まで差し止められるのかが問題となる。差止めの範囲によっては、権利者に過剰の保護を与えるおそれがある。この問題は、差止めの対象行為のみならず、廃棄、除却の対象物についても同様な問題が生じ得る。

(iii) 廃棄又は除却の対象物

特に、特許発明が、侵害者の製品の一部分のみに係る場合に、製品全体の廃棄が認められるかどうかの問題がある。また、特許発明の実施品である侵害者の製品が、複数の独立した部品から構成される場合に、その部品の廃棄まで認められるかどうかの問題もある。特許発明が製品全体の一部分のみに係る場合には、損害賠償額の算定の際に、寄与度が考慮されることが多いが、寄与度が考慮された場合において、製品全体の廃棄を認めた例は多数ある。

2. 米国

(1) 損害賠償請求に関する諸問題

(i) 権利者による特許発明の実施

一般に、権利者が特許発明を実施していない場合には、逸失利益の損害賠償は認められず、適正実施料の損害賠償のみが認められる。ただし、特許発明を実施していなくても、侵害品と競合する競合製品を実施している場合に、逸失利益による損害賠償額を認めた判例がある。

(ii) 特許発明が製品全体の一部分のみに係る場合

特許発明が製品全体の一部分のみに係る場合であっても、

米国では、全市場価値(entire market value)である製品全体の販売価格などを基準として、損害賠償額を算定する理論が確立している。これに対して、損害賠償額を、特許発明に係る製品の一部分の価値に基づいて割り当てて(apportionment)算定する理論も存在するが、実際には、全市場価値に基づく算定理論が適用される場合が多い。

(iii) 適正実施料

適正実施料は、Georgia-Pacific 事件において判示された15の要素を基準として、算定される。

(iv) 故意侵害

侵害者に故意の侵害、あるいは悪意の訴訟が立証された場合には、裁判所は損害賠償額を3倍まで増額できる。先の Seagate 事件では、故意侵害を立証するためには「少なくとも客観的な無謀さ(objective recklessness)」が、「明白かつ確信を抱くに足る証拠(clear and convincing evidence)」によって示されなければならないとして、特許権者に対して、これまで以上の立証責任を課し、侵害者としては、弁護士鑑定を必ずしも取得する必要がないことを判示した。

(v) 複数の侵害者がいる場合

製造者、販売者、使用者等のように、複数の侵害者が存在する場合において、特許権者は、複数の侵害者それぞれに対して、別個に特許権を行使することができる。しかし、侵害者の一部から、既に完全な損害賠償額が回収されていれば、他の侵害者に対する損害賠償請求又は差止めは認められない。

(2) 差止命令に関する諸問題

(i) 権利者が特許発明を実施していることの要否

eBay 判決までは、侵害が認定されれば、自動的に差止命令を出すという運用がなされていた。しかし、eBay 判決によって、差止命令を出すためには、衡平法上の原則である四つの要件が満たされていなければならないとなった。

(ii) 特許発明が製品全体の一部分のみに係る場合

eBay 判決において、差止めが認められない場合として、特許発明が製品全体の一部分のみに係る場合が示唆された。

(3) 米国特許法改正法案

現在、米国特許法の改正が議論されている。同改正法案には、特許の質改善や損害賠償額の算定等に関する種々の

規定が含まれているが、特許制度の改革を求める IT 業界と、強い特許制度を望む製薬業界との間で、意見が分かれている。

3. 韓国

(1) 損害賠償請求に関する諸問題

(i) 権利者による特許発明の実施

権利者が特許発明を実施していない場合には、逸失利益の損害賠償は認められないが、実施料相当額の損害賠償額は、実施の有無とは関係なく認定される。

(ii) 特許発明が製品全体の一部のみに係る場合

裁判所は、原則として、製品全体の損害額に対する当該特許発明の寄与度を考慮して、損害賠償額を算定している。

(iii) 実施料相当額

実施料相当額は、特許発明の客観的な技術的価値、当該特許発明に対する第三者との実施契約内容、当該侵害者との過去の実施契約内容等の様々な事情をすべて考慮して決定しなければならないとしている。特に、過去の実施契約があれば、原則として、その実施契約で定めた実施料を参照しなければならない。

(2) 差止請求に関する諸問題

(i) 権利者が特許発明を実施していることの要否

特許発明の実施の有無とは関係なく、権利者は、差止請求権を行使することができるのが原則である。しかし、仮処分の場合は、権利者の特許発明の不実施は、保全の必要性の判断において否定的な要素として考慮される場合がある。

(ii) 特許発明が製品全体の一部のみに係る場合

差止めは、特許発明の請求の範囲を基準にそれに該当する実施行為を差し止める形態でなされる。したがって、製品全体の一部のみに特許発明に係る場合、その一部に対してのみ差止めが認められる。場合によっては、結果として、侵害行為を含む製品全体の製造行為などが差し止められることになるが、製品の一部のみに係る特許権の効力を、製品全体にまで認めるものではない。

Ⅲ. 特許法以外の特許権の行使を制限する法理

1. 日本

(1) 独占禁止法

特許権の行使が市場の競争を阻害する場合には、独占禁止法によって規制される場合がある。公正取引委員会は、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」

(以下、旧指針という)を全面的に改定した「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を公表している。本指針では、技術の利用に係る制限行為として、「技術を利用させないようにする行為」、「技術の利用できる範囲を限定して許諾する行為」、「技術の利用を許諾する際に相手方が行う活動に制限を課す行為」を挙げている。このうち、旧指針に対して、「技術を利用させないようにする行為」(ライセンスの拒絶と同視できる程度に高額なライセンス料を要求する場合も含む)が追加された。知的財産権の権利行使には、例えば差止請求権のように、「技術を利用させないようにする行為」が含まれている。しかし、このような行為でも、場合によっては「権利行使と認められる行為」と評価されないことを明記したと言える。「技術を利用させないようにする行為」としては、私的独占の観点から、パテントプール、横取り行為、買い集め行為、規格策定関連行為が示されている。また、不公正な取引方法の観点からは、「自己の競争者があるライセンスを受けて事業活動を行っていること及び他の技術では代替困難であることを知って、そのライセンサーから権利を取得した上で、当該技術のライセンスを拒絶し当該技術を使わせないようにする」行為や、権利者が「他の事業者に対して、ライセンスをする際の条件を偽るなどの不当な手段によって、事業活動で自らの技術を用いさせ」、「他の技術に切り替えることが困難になった後に、当該技術のライセンスを拒絶する」行為、及び「ある技術が一定の製品市場における事業活動の基盤を提供しており」、「多数の事業者が当該製品市場で事業活動を行っている場合に」、事業者の一部に対して、「合理的な理由なく差別的にライセンスを拒絶する」行為が挙げられている。

(2) 民法の権利濫用

民法第1条第3項に規定される権利の濫用とは、外見上権利の行使のようにみえるが、具体的な状況を考慮すると、

権利の社会性に反しており、権利の行使として是認できない行為を意味するとされる。これは権利の社会的機能を尊重し、私権の行使に際して生ずる他者の利益との衝突を調整しようとするものである。したがって、特許権の行使が、権利の社会性に反しており、権利の行使として是認できない場合には、権利濫用として行使できない可能性がある。経済産業省は、平成 18 年に「ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則」を公表した。この準則は、ソフトウェアに係る特許権の行使において、権利濫用と認められる可能性がある場合を示している。本準則によれば、権利濫用の適用に当たり、「権利主張の正当性・悪質性の評価分析」と「特許権者による権利行使を認める場合・認めない場合の利益考量」の二つを検討するとしている。前者については、権利主張者（及び権利行使の相手方）の主観的態様と客観的行為態様について、正当性や悪質性の有無と程度が検討される。特許権者が専ら「加害の目的」や「不当な利益を獲得することを目的」として権利行使する場合に、その正当性を欠く可能性が高いことを示している。さらに、特許権者が特許権に基づく権利行使を行うに至った過程の行為や権利主張の行い方そのものについても、正当性を欠くものとして考慮される可能性があるとしている。

2. 米国

知的財産権のライセンス取引に対する反トラスト法の適用に関しては、米国司法省等が、「知的財産権のライセンスに関する反トラストガイドライン」を公表している。反トラスト法上の違法基準は、最終的には判例の積み重ねによって決まるため、本ガイドラインは過去の判例をまとめたものからなる。また、2007 年 4 月には、「反トラスト執行と知的財産権—イノベーションと競争促進」(ANTITRUST ENFORCEMENT AND INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS: Promoting Innovation and Competition)を公表し、ライセンス契約の一方的拒絶、標準化、クロスライセンスとパテントプール等について、反トラスト法上の分析を行った上で、上記ガイドラインの基本的考え方が適当であると結論している。

IV. 特許権の活用に関する新たなビジネスモデル

近年、特許権の活用に関する新たなビジネスモデルが生まれている。特許権の活用に関するビジネスモデルといっても、その目的、活用形態等は様々である。例えば、米国では、特許権を行使することによって獲得したライセンス料を主な収入源とし、特許権のライセンス活動を主な事業とする会社も多数存在している（以下、特許ライセンス会社という）。本章では、特許ライセンス会社のビジネスモデル及びその実態について概説する。

1. 特許ライセンス会社のビジネスモデル

(1) 組織形態

特許ライセンス会社の多くは、自らが特許を保有ないし管理するとともに、特許のライセンス活動を主な事業として行っている。一方、比較的大きな特許ライセンス会社の中には、その傘下に子会社を設立し、特許ポートフォリオごとに、保有、管理させる形態や、ライセンス活動を専門的に行わせる形態もある。

(2) 研究開発、製品の製造、販売等の有無

特許ライセンス会社の多くは、ライセンス活動に特化して、商品の製造、販売等は行っていない。一方、自らが研究開発を行い、その成果として獲得した特許権を行使し、そのライセンス収入を主な収入源とする特許ライセンス会社も存在する。なお、創業当時は、商品の製造、販売等を行っていたが、そのビジネス自体の不振等を理由に、現在は、特許ライセンス活動に特化している会社もある。

(3) 特許権の取得方法

特許ライセンス会社の中には、第三者から特許権を買い取って、そのライセンス活動を行っているものが多い。特許権は、主に、個人発明家、中小企業、大学等の、自らは特許権のライセンス活動を行うに十分な経験や資力がないものから取得する。また、自らは特許権者又は実施権者にはならず、コンサルタントとしてライセンス活動を支援するものや、代理人としてライセンス活動を行うものもある。ここで、特許ライセンス会社のビジネスモデルを、研究開発の有無や特許権の取得といった観点から整理すると、おおむね次のようなタイプに分類できる。

- ①個人発明家などの第三者から特許を買収し、自らが権利者となって、特許ごとあるいは比較的小きな特許ポ

ートフォリオごとにライセンスを行う。

- ②製品の製造、販売等を行わず（又は小規模で行い）、主として、研究開発を行い、研究開発によって得られた特許のライセンスを行う。
- ③当初は、製品の製造、販売等を行っていたが（又は行う予定であったが）、事業の不振等によってやめ（又は縮小し）、現在は、主として、資産として残った特許のライセンスを行う。
- ④個人発明家が設立し、自らが発明した特許のライセンスを行う。
- ⑤第三者から特許を買収するなどして特許を集め、大きな特許ポートフォリオを形成して、そのライセンスを行う。
- ⑥個人発明家や企業の特許を管理し、コンサルタントとして、そのライセンス活動を支援する。
- ⑦個人発明家や小企業の代理人として、積極的に特許のライセンスを行う。

(4) 対象とする特許権の技術分野及び技術内容

特許ライセンス会社には、電機、通信、情報等の分野の特許を取り扱う会社が多い。これには、様々の理由が考えられるが、例えば、一つの商品に係る特許権の数が多いといった同分野の特性によって、当該分野における特許権を入手しやすく、かつライセンスしやすいといった事情等があるからと思われる。一方、バイオ・製薬分野を対象とする特許ライセンス会社は少ない。

(5) 特許権の行使形態

特許権の行使は、特許ライセンス会社の中核的事業であり、特許権の行使形態は、そのビジネスを左右する重要な戦略と位置付けられる。そして、特許権の行使により獲得したライセンス料を主な収入源としている以上、より多くのライセンス料を獲得するために、種々の戦略が採られている。

(i) 特許権を行使する際のアプローチ及び時期

特許権を行使する際には、まず警告状を送付するのが一般的であり、特許ライセンス会社も同様である。しかしながら、まれに、警告状を送付することなく、特許侵害訴訟を提起する場合もある。これは、早期に相手にライセンスを受諾させるための一つの戦略である。また、特許ライセ

ンス会社は、対象技術が、市場に広く普及した段階で、特許権を行使する機会が多い。技術ないし製品が普及しているほど、多くのライセンス料を得ることができるため等と考えられる。

(ii) 特許権行使のターゲット

特許ライセンス会社のライセンス戦略として、複数の企業をターゲットにする場合がある。そして、ターゲットが複数存在する場合には、一斉に特許権を行使するのではなく、順次に特許権を行使する場合も見られる。これは、最初に幾つかのターゲットからライセンス料を得ることによって、それを次のターゲットとの紛争（訴訟）のための資金とする戦略である。また、この戦略は、最初のターゲットがライセンスを受諾したという事実が、特許権の有効性や価値を高め、次のターゲットとのライセンス交渉や訴訟を有利に進めたいというねらいもある。

(iii) 侵害調査

特許権を行使して、ライセンス料を獲得するためには、自己が所有等する特許権を相手方が侵害している事実を立証して、相手方を説得する必要がある。侵害事実の調査は、特許権を行使する上において最も重要かつ基本的な要素である。そのため、特許ライセンス会社の中には、社内、弁護士、弁理士等の法律専門家や、技術に精通したエンジニアを有し、侵害事実の調査を行っているものもある。一方、侵害調査には時間と費用が掛かるため、特許ライセンス会社の中には、十分な調査を行わないまま、特許権を行使するものがあるという指摘もある。

(iv) ライセンス料の額

一般的に、ライセンス料を目的として特許権を行使する者は、少しでも多くのライセンス料を得ようとする。そして、収入をライセンス料に依存している特許ライセンス会社の場合は、それがより顕著になる。しかしながら、特許ライセンス会社が要求するライセンス料の額は、特許ライセンス会社が採る戦略によって、異なる。例えば、複数の企業をターゲットにし、それらに順次アプローチする場合には、最初のターゲットに対しては、ライセンス料を獲得するよりも、むしろライセンス契約を締結したという事実形成にねらいがある。そのため、早期の解決を図るため、要求するライセンス料が比較的少額である場合がある。また、少額のライセンス料を複数の企業から獲得して、多額のライセンス料を得ようとするねらいもある。一方で、1

社又は2社程度をターゲットとする場合には、高収益の大手企業に対して、高額なライセンス料を要求することもある。また、いずれの場合においても、ライセンス料を早期かつ容易に獲得するために、ターゲットである企業の資金力や訴訟費用を考慮して、ターゲットが支払うことができ、訴訟に至るよりもリーズナブルと考える適度な額を要求する場合もある。

(v) その他のライセンス条件

特許ライセンス会社の中には、その要求するライセンス条件の中に、ライセンス契約の締結事実を積極的に公開する規定を設けるものがある。これは、特許ライセンス会社にとって、ライセンス契約を締結したという事実が、会社の実績となり、積極的に公開したいという理由があるからと考えられる。また、ライセンス契約を締結したという過去の事実が、その後のライセンス交渉において、有利に働くという効果もあるためと思われる。

(vi) 特許侵害訴訟の提起

ライセンス交渉が合意に至らなかった場合や、早期にライセンス料を獲得するために、相手方にプレッシャーをかける場合に、特許侵害訴訟が提起される。特許侵害訴訟においては、損害賠償を請求するとともに、差止めを併せて請求するケースが多い。特許ライセンス会社にとっては、賠償金たる金銭の獲得が、主な目的であるが、企業にライセンス料の支払を促し、早期の決着を図るため、差止請求が活用される場合もある。また、特許ライセンス会社の多くは、弁護士を成功報酬ベースで雇う傾向がある。そのため、一般的に、企業が時間単位ベースで弁護士を雇い、それが大きなコスト負担になることと比較すると、特許ライセンス会社にはそのような負担がないと言える。

2. パテント・トロール問題

特許権の活用を促進する知財ビジネスの担い手が現れ、今後もその拡大が期待される一方で、特許権の濫用的行使に関する問題（パテント・トロール問題）が顕在化してきた。現在、その明確な定義はないものの、「特許を取得するが、その特許を使って何も生産せず、他の会社が製品を作り、市場に出すのを待って、その生産を停止させる訴訟を提起し、又はその旨威迫することによって、多額の和解金をせしめる者」等をパテント・トロールと呼び、大きな問題となっている。一般に、特許権に関する紛争は、同業者

間で生じることが多く、その場合は、いわゆるクロスライセンスによる解決が図られている。しかしながら、パテント・トロールは、自らは研究開発や生産等を行っていないため、クロスライセンスによって解決することができない。これが、企業にとって、脅威なものとなっている大きな理由である。また、パテント・トロールのビジネスモデルは様々であるが、中には、十分な侵害立証を行わず、しかも有効性に疑わしさが残る特許権に基づいて、差止め等のあらゆる手段を用いて、高額なライセンス料を要求する行為も見られ、パテント・トロールが問題になっている理由の一つとなっている。

(1) 米国

eBay 事件等を始めとしてパテント・トロールに関連する相次ぐ訴訟事件が起こり、パテント・トロール問題に多くの関心が寄せられるとともに、特許の質低下や損害賠償額の算定基準等、現在の米国の特許制度における問題点も指摘されるようになった。現在、米国議会では、特許法の改正法案が審議されており、その一部は、パテント・トロール問題に関する事項を含む。特に、パテント・トロール問題がより顕著な IT 分野の企業等は、特許権の濫用は、経済、イノベーション等を害しているとして、現行の特許制度の改正を、強く求めている。

(2) 韓国及び日本

韓国国内及び我が国の国内においては、パテント・トロール問題は、米国ほど顕著ではないが、両国の多くの企業が米国で特許侵害訴訟を提起されるなど、パテント・トロール問題が注目され始めている。例えば、我が国においては、内閣官房知的財産戦略本部において、「知的財産による競争力強化専門調査会」が設置され、米国を中心としたパテント・トロール問題が採り上げられている。同分野のプロジェクトチームがまとめた報告書によれば、パテント・トロールによる高額なライセンス料や和解金を得る行為が問題として指摘されている。

3. 特許ライセンス会社と一般企業との特許権行使上の差異

特許ライセンス会社の特許権の行使目的及び態様等は、一般企業のそれとは、幾つかの点で異なることが明らかとなった。これらの差異は、パテント・トロール問題について、種々の議論がなされている一つの要因でもある。実際、特許権を行使することによって得られる利益及び行使されることによって受ける不利益が、両者の間で均衡を欠いているとの意見も多い。

V. 特許権の行使に関して留意すべき事項

本章では、過去の判例や「ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則」、「知的財産の利用に関する独占禁止法の指針」を参考にして、我が国における特許権の行使に関して留意すべき点を整理した。そして、次のような特許権の行使態様を、留意すべきものとして挙げた。

- ①同一製品に関係する複数の者に対するライセンス料（実施料相当額）の要求
- ②製品の一部のみに係る特許権に基づく、製品全体に対するライセンス料の要求
- ③不実施の者による逸失利益の損害賠償請求
- ④特許権の客観的価値を上回る高額なライセンス料の要求と差止請求
- ⑤ライセンスの拒絶と同視できる程度の高額なライセンス料の要求
- ⑥必須特許のライセンスに伴う、必須特許以外に対するライセンス受諾の要求
- ⑦不実施の者による差止めの仮処分の申立て
- ⑧権利又は法律関係の事後的、法律的根拠を欠く、差止めの仮処分の申立て

VI. まとめ

特許権の活用に関するビジネスモデルは、知的財産の流通や有効な活用という点で、多くの利点をもたらし、更なる発展が期待される。一方で、自らは、製品の製造や販売を行わず、専ら、他人から取得するなどして所有するに至った特許権を行使し、時には、製品の製造や販売の差止めという手段を用いて、ライセンス料を獲得せしめる行為が、いわゆるパテント・トロール問題として注目を集めている。こうした状況の中、米国では、eBay 事件の最高裁判決が、差止めを認めるか否かを、衡平法上の原則に従って判断すべきと判示し、パテント・トロール問題に一つの回答を示した。しかしながら、パテント・トロール問題の背景には、差止めの脅威だけでなく、コスト的な問題もあることが分かった。すなわち、米国における弁護士費用等の訴訟コストが高額なため、企業は訴訟で争わずに、ライセンス料をしつこく支払っているという状況がある。これは、特許権の有効性や侵害性とは無関係に、特許権の行使を認めることとなり、大きな問題であると言える。

製品の製造や販売等を行わない者による特許権の行使すべてを、パテント・トロールとして問題にする意見もある。しかしながら、パテント・トロール問題は、権利行使の主体いかんよりも、権利行使の態様、結果により大きな問題があり、「差止めなどの侵害訴訟の提起等によって、差止めやコスト的な圧力を与え、発明本来の適正な価値判断に依拠することなく、発明の価値以上の金銭を獲得しようとする特許権の行使」を、根本的な問題として、第一にとらえることが適切と考える。そして、このような権利行使の態様を問題としてとらえ、これが特許制度やその運用において想定される問題点とどのように関係しているのかを整理すると次のようになる。

<行使態様>	<特許制度及び運用における問題点>
差止めなどの侵害訴訟の提起等によって、差止めやコスト的な圧力を与え、	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差止めの半自動的な容認 ・ 高額な訴訟費用（弁護士費用） ・ 高額な損害賠償額 ・ 訴訟結果の低い予見性
発明本来の適正な価値判断に依拠することなく、	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高額なライセンス料、損害賠償額 ・ 特許の質の低下
発明の価値以上の金銭を獲得せしめようとする特許権の行使	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許制度の趣旨との矛盾 ・ イノベーションの阻害

上記特許制度等における問題点は、現在の米国における特許制度に深く関係しており、米国においてパテント・トロールが大きな問題になっていることが理解できる。そして、ここに挙げた問題点の幾つかは、現在、米国特許法改正法案として議論されており、その動向が注目される。一方、我が国では、上記問題点が米国ほど顕著に現れていない。しかしながら、例えば、差止請求権については、特許権者が当然に有する権利であり、侵害が認められれば、原則として差止めが認められる。我が国と米国とでは、法体系を異にし、米国における *eBay* 事件の最高裁判決が示した判断基準を、我が国にそのまま持ち込むことはできないが、権利濫用の適用等の可否について、検討する必要性はあると考えられる。また、現行の実施料相当額や、特許発明が製品全体の一部のみに係る場合の寄与度の算定基準等は、必ずしも明確ではなく、その明確化も望まれる。さらに、製品全体の一部にのみ関係している特許権に基づく権利行使の場合において、製品全体に対する差止請求を認めるべきかどうかという問題もある。特許法が目的とする産業の発達やイノベーションの促進のためには、特許権者及びその発明を的確に保護し、技術開発へのインセンティブを刺激することが不可欠であって、そのためには、特許権の保護を強化する必要もある。しかしながら、特許権の行使について、いかなる態様での行使も許されるとすれば、逆に、産業の発達を阻害することにもなりかねない。今後、我が国がイノベーションを促進し、国際競争力を強化していくためには、特許ライセンス市場の健全な拡大など、特許の円滑な流通、活用が推進されるようなインフラを整備していくことが必要と思われる。

(担当：研究員 石原隆史)